

平成24年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月4日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子
庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

2番 森本 信明
3番 小宮山正儀

散会 午前11時55分

(午前10時00分 開会)

議長（滝沢寿美雄君） 定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回立科町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

報告します。本日の会議において、『広報たてしな』の取材撮影及び蓼科ケーブルビジョンの取材撮影を議場固定カメラから、町長招集のあいさつのみ許可をしてあります。

なお、会議に入る前に、議案書の議案第70号、議案第71号及び議案第72号につき、誤謬訂正の申し入れがあり、許可したので、お手元に配付してあります正誤表のとおり、訂正、差しかえをお願いをいたします。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君） ―――議事日程朗読―――

平成24年第4回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年12月4日 火曜 午前10時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 町長招集のあいさつ

第4 議会諸報告

第5 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度立科町一般会計補正予算（第3号）について）

第6 議案第69号 立科町税外収入金の催促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定について

第7 議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

第8 議案第71号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

第9 議案第72号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定について

第10 議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について

第11 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 13 議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 14 議案第77号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 15 議案第78号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 16 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 17 議案第80号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
 - 第 18 議案第81号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）について
 - 第 19 議案第82号 平成 24 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 20 議案第83号 平成 24 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 21 議案第84号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 22 議案第85号 平成 24 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 23 議案第86号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 24 陳情第 3 号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳述書
- 以上です。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、2 番議員森本信明君、3 番議員小宮山正義君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

会期については、西藤努議会運営委員長より報告願います。西藤努議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈5 番 西藤 努君 登壇〉

5 番（西藤 努君） 議会運営委員会より、会期の検討結果について、ご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、11 月 26 日、議会運営委員会を開催し、平成 24 年第 4 回定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法等、議会運営について検討した結果、今定例会に提出が予定されている案件は、専決承認 1 件、条例制定 5 件、条例改正 6 件、議決事件 1 件、補正予算 6 件、陳情 1 件、発議 4 件の、計 24 件であり、会期は 9 日間必要と思われまます。したがって、本定例会の会期は、本日より 9 日間が適当との結論に達しましたので、報告いたします。

なお、会期日程については、事務局長より説明させます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から 12 月 12 日までの 9 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日4日は、議案の上程、提案説明などを行います。本会議終了後、全員協議会を議員控室、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催します。

2日目、5日は、午前10時から一般質問を行います。

3日目、6日は休会です。

4日目、7日は、午前10時に開会し、質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。同じく、7日は、午後2時より社会文教常任委員会を第1委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

5日目、8日及び6日目、9日は休会です。

7日目、10日は、午後2時から総務経済常任委員会を第1委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、11日は、常任委員会予備日とします。

9日目、12日の最終日は、午後2時に開会し、各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行います。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 町長招集のあいさつ。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） おはようございます。

本日、ここに、平成24年第4回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、感謝申し上げます。

民主党政権は、社会保障と税の一体改革関連法案、さらには特例公債法案等の審議のたびに、野党から厳しい条件を突きつけられ、大変苦しい国会運営を迫られてきましたが、遂に野田総理は11月16日、衆議院解散を宣言し、12月16日の総選挙へと踏み切りました。本日は、総選挙の告示日でございます。

私の今の心境を申し上げますれば、今なお、昨年の東日本大震災及び原子力発電所の事故による、全く見通しがないまま避難をしている自治体や多くの避難者が一刻も早い復興を待ち望む中、復興予算が被災地でもない、全国各地に流れていたとのこと、これは被災者の思いを踏みにじる行為で、まことに遺憾であります。当然、復興を最優先し、被災者にもっと寄り添うべきであります。

そして、現在国民を覆っているすべての閉塞状態は、経済対策の停滞が元凶であります。次期政権におきましては、不況に喘ぐ国民のために、経済立て直しの国家戦略を確立し、迅速なる予

算の早期編成と、その執行を切に願うものであります。

本年度も、仕上げの時期となりました。本年度、9月以降の事業の進捗状況を申し上げます。

まず、統合保育所の名称が、多くの皆様のおかげをもちまして、「たてしな保育園」と保育所建設委員会で先行命名されました。また、来年4月の開所に向け、工事も順調に進み、3園統合の仕組みづくりの準備も、10月から新保育園計画策定会議を編成して、順調に進めております。

次、来年度補助事業で行います町道改良工事の中原大深山線の、蓼科高校前から真蒲まで、また真蒲平林線の改良につきまして、測量設計を業者に委託して、鋭意進めております。

次に、かねてより進めておりました防犯灯のLED交換工事につきましては、今月中に工事が終わり、3年間にわたりました事業はこれで完了となります。

次に、ハートフルケアたてしなは、来年4月からの社会福祉法人の創設に向け、手続を進めております。県のご指導もいただきながら、また佐久広域連合では、徳花苑既設建物の無償譲渡、土地につきましては無償貸与とのご理解もいただくこともでき、ようやく公約にも掲げました高齢者福祉の充実に道筋がついてまいりました。

これら以外の諸事業につきましても、議会の皆様、町民皆様のご理解、ご支援を得て、鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、今月は平成25年度の町予算編成期であります。先月20日に予算編成会議を開催し、編成方針を示したところでございます。

予算編成における重点項目は5項目としております。1つ目は、子育て支援であります。安心して子育てができる、充実した子育て支援の町づくりに向けた施策。2つ目は、立科教育であります。保育園から小学校、中学校、蓼科高校まで、一貫した方針のもとに、生きる力を培う教育支援の町づくりに向けた施策。3つ目は、環境であります。住みよい地域環境の創成を進めるとともに、環境を守る町づくりに向けた施策。4つ目は、産業振興支援であります。地域の資源、産業や歴史、文化を生かした産業振興支援の町づくりに向けた施策。5つ目は、高齢者福祉であります。いつまでも元気で暮らしたいを支援する町づくりに向けた施策、これらを重点に掲げ、予算の編成をすることといたしました。

来年度の財政見通しであります。まず歳入では、自主財源であります町税や財産収入が好転する要素が乏しく、例年と同じような状況が続くと見込まれるほか、依存財源の多くの占める地方交付については、前年度より減少したこともあり、増額となることは難しく、引き続き厳しい状況を見込んでおります。

歳出においては、社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費などが増加すると見込んでおり、依然として経常的経費の占める割合が高い構造となることが予想されます。

予算編成では、事業実績を踏まえながら、すべての施策、事務事業についてゼロベースから検討し、職員が一丸となって良質な住民サービスの持続、重点項目の着実な実施、懸案事項の解消に向け、町民の期待にこたえる予算編成をすることといたしました。

さて、いよいよスキーシーズンであります。今年のオープンは、15日からの予定であります。オープンに間に合うよう、雪づくりなど、準備を鋭意進めております。多くのスキーヤーの皆さま

んに訪れていただき、今年の白樺高原が昨年以上の活況となることを期待をいたしまして、招集のあいさつといたします。

続いて、9月定例会以降につきましての、主な町長諸般の報告を申し上げます。

9月17日には、敬老の日の式典が行われ、最高齢者100歳を含む高齢者の皆様に、健康で長寿を願うとともに、お祝いを申し上げます。

9月21日には、立科町戦没者追悼式が行われ、300余名の御霊に黙祷及び式辞を申し上げます。

10月1日には、豊島区政施行80周年記念式典にご招待をいただき、出席をいたしました。

7日には、第37回女神湖歩け歩け大会が行われ、204名の参加者に激励のあいさつを申し上げたところであります。

9日には、上田定住自立圏形成に関する変更協定締結式が行われ、新たに障害児福祉及び教育・文化にかかわるサービスの拡充の協定が整い、これにより障害者福祉の充実が進み、また立科町民も上田市民と同様な上田市の図書館利用が可能になりました。また、このとき、群馬県嬭恋村の加入など、新たな取り組みに対する協定が締結されました。また、同日、白樺湖下水道組合定例議会が開催をされ、副町長が出席をしております。

10日には、防災会議を開催し、防災計画の見直しについて、説明と検討のお願いを申し上げます。

14日には、たてしな環境フェアが開催され、あいさつを申し上げます。

15日には、第6回の臨時議会が開催され、水道事業会計補正予算（第2号）の議決をいただいたところであります。

16日には、県町村会の定期総会が開催され、出席をしております。

18日には、北佐久郡行政連絡協議会定例会に出席をしております。

20日には、丸子修学館高校創立100周年記念式典に出席をいたしました。

21日には、「中山道ウォーキング in たてしな」が、地域の皆様主導のもと、盛大に開催され、参加をいたしました。

22日には、第3回佐久広域連合議会が開催され、前年度決算及び補正予算等、すべて承認、可決をされました。

29日には、国道254号道路整備の県要望を行いました。

31日には、部落解放人権政策確立市町村要請行動が行われ、要請に対する町の取り組みを申し上げ、意見交換をいたしました。また、同日、東御市市役所新庁舎及び新図書館の竣工式が行われ、出席をしております。

11月1日には、県町村会政務調査会の総務文教部会が開催され、県の幹部職員同席のもと、部会としての県に対する要望をいたしました。

3日には、立科町商工祭に出席し、その後、東京都渋谷区で開催されました区民の広場に町も参加いたしましたので、誘客宣伝をいたしました。

8日には、東信地区交通災害共済組合議会が開催され、出席をしております。

11 日には、第 3 回立科の味「料理コンテスト」並びに第 1 回そば祭りが開催され、工夫をされた作品を評価するとともに、応募された皆様のご協力に感謝を申し上げたところであります。

12 日には、国道 142・254 号道路整備期成同盟会総会が長和町で開催され、出席をしております。

13 日には、東信のうさい理事会及び家畜診療所運営委員会が開催され、出席をしております。

19 日には、第 2 回の防災会議を開催し、防災計画の内容について、ご意見やご要望をいただきました。また、同日、佐久広域連合正副連合長会議が開催され、副町長が出席をしております。

20 日には、平成 25 年度予算編成会議を行い、予算編成方針について、係長以上、職員に指示をいたしました。

21 日には、全国町村長大会が開催され、出席をしております。

25 日には、蓼科すずらん会総会に副町長が出席し、立科町の発展のためにご尽力をいただいていることに感謝を申し上げ、引き続きご協力をお願いしてまいりました。

26 日には、議会運営委員会が開催され、出席をしております。

12 月 1 日には、第 35 回人権を考える町民大会が開催され、いじめ問題等の人権に対する意識の向上を喚起いたしました。

以上で、町長諸般の報告といたします。

続いて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例 11 件、共同設置機関の規約改正 1 件、一般会計ほか補正予算案 6 件であります。ご提案いたします案件の概要については、副町長から説明をさせます。

以上で、12 月定例議会招集に当たってのあいさつといたします。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長、登壇の上、願います。

副町長（森澤光則君） それでは、私のほうから議案の概要を申し上げます。

議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについては、11 月 16 日の衆議院解散に伴い、本日公示の 16 日投票の選挙日程が決まりましたので、これら選挙にかかる費用について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、11 月 16 日に平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分いたしましたので、報告いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に 1,050 万円を追加し、予算の総額を 41 億 7,006 万 8,000 円とするものであります。歳入では県の委託金であり、歳出は衆議院議員選挙執行経費でございます。

議案第 69 号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定については、税以外の収入金に対する滞納処分を行う規定を新たに設けることに伴い、既にあった規定、立科町税外以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の見直しもを行い、全部改正を行うものであります。

議案第 70 号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について並びに議案第 71 号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定については、地域主権改革一括法の規定に

より、介護保険法の地域密着型サービス事業の基準等について、自治体で条例により基準を定めることとなり、それぞれ基準等の整備をするものであります。

地域密着型のサービス事業としては、主なものとして、グループホームや小規模多機能型居宅介護、いわゆる泊まりのできるデイサービスでありますけれども、これらにかかる基準でございます。

議案第 72 号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定についても、地域主権改革一括法の規定により、公共下水道の構造の技術上の基準を定めるものであります。

次に、議案第 73 号 立科町水道事業監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についても、同じく地域主権改革一括法の規定により、条例で基準等を整備するものであり、今回、整備するものであります。

議案第 74 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、平成 18 年 4 月 1 日に実施された職員給与の切りかえに伴う経過措置について、人事院勧告に基づき、平成 25 年 3 月 31 日までとするための改正をするものでございます。

議案第 75 号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定については、普通財産及び物品の譲与または減額譲渡が公共団体のほかに公共的団体もできるように追加をし、社会福祉法人への譲渡等を可能にするための条例を改正するものであります。

議案第 76 号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、特定非営利活動法人、いわゆる NPO 法人であります。これらに対して行われる寄附金のうち、条例で定める寄附金税額控除の対象を、県が指定した法人等のうち、町内に事業所を有する法人等を指定するための条例改正を行うものであります。

議案第 77 号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定については、文言の見直し、また暴力団等の定義づけなどを明確にするための改正をするものであります。

議案第 78 号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についても、地域主権改革一括法の規定により、整備基準等を定めることとなり、整備するものであります。

また、条例中の表につきましては、地番表示の整合性を図るための改正をお願いするものであります。

議案第 79 号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定については、索道事業の運営上、一部の委託管理ができるようにし、また運賃の払い戻しについては、払戻規定をより明確にする改正であります。

議案第 80 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、公平委員会の事務等を行っていた東筑摩郡行政事務組合が平成 25 年 3 月 31 日をもって解散することとなり、その組織団体である東筑摩郡麻績村、生坂村、山形村、筑北村、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合及び東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が平成 25 年 4 月 1 日付けで、長野県町村公平委員会に加入することに伴い、地方自治法の規定により、協議また議会の議決が必要であり、提案するものであります。

議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 556

万2,000円を追加し、予算の総額を41億7,563万円とするものでございます。

歳入につきましては、固定資産税の滞納分の増額補正、また事業進捗に伴い、国及び県補助金の増額補正が主なものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、2款の総務費で、動きのできるしいなちゃんの着ぐるみ1着の作成費用を計上いたしました。

3款の民生費では、統合保育園のたてしな保育園の駐車場整備工事費、また共同住宅あんしんの浴室改修費を計上いたしました。5款の農林水産業費では、県営ため池等整備事業に土地改良事業補助金を計上をいたしました。7款の土木費では、塩沢地区で県の兼用側溝工事に伴う事業の負担金を計上いたしました。9款教育費では、体育センターの非常放送設備の不調に伴う工事費、またふるさと交流館の屋根の防水工事費を計上いたしました。

歳入歳出との差額3,054万8,000円は、予備費で調整をいたしてございます。

議案第82号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出にそれぞれ2,100万円を追加し、予算の総額を8億7,746万7,000円とするものでございます。退職者にかかる医療費の増高により、退職者の療養給付費と退職者の高額療養費の補正をするのが主な内容であります。歳入につきましては、これらにかかる退職者医療交付金の増額補正であります。

議案第83号 平成24年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出にそれぞれ4,512万6,000円を追加し、予算の総額を8億2,765万7,000円とするものです。

歳出の居宅介護サービス給付費の増額が主な内容であります。歳入は、これら支払にかかる国庫支出金支払基金からの交付金、県及び町からの負担金、繰入金を計上いたしました。

議案第84号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の予算額には変更ございません。歳出で、臨時職員の賃金等の増額分を補正し、予備費で調整をいたしました。

議案第85号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出からそれぞれ21万円減額し、予算の総額を4億5,573万7,000円とするものです。

歳入では、一般会計からの繰入金の減額の補正であります。歳出では、消費税確定に伴うもの及び入札差金により減額をそれぞれした内容でございます。

議案第86号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算(第3号)は、収益的収入及び支出はそれぞれ1,000万円を減額し、総額を4億4,070万とし、資本的収入・支出は、支出で1,660万2,000円減額し、総額を7,257万円とするものです。

収益的収入及び支出は、直行バスの運行を廃止したことに伴う売上収入及び関連支出を減とするものであります。資本的収入及び支出では、リフト整備費の減額また圧雪車を購入する費用を計上いたしました。

以上、議案の概要説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、土屋春江総務経済常任委員長、報告ありますか。

4番（土屋春江君）総務経済常任委員会は、10月25日から26日にかけて、能登半島先端の石川県珠洲市、金沢市へ、珠洲市では空き家を活用した移住・定住施策について、また地域性を利用しての新エネルギー事業についての研修をしました。金沢市では、観光資源の有効活用について、視察研修をしてまいりました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）次に、田中三江社会文教常任委員長、報告ありますか。

6番（田中三江君）社会文教常任委員会、10月11日、山梨の早川町の教育委員会を訪ね、子育て支援について伺ってきました。人口が少なくても、各世代がいると過疎ではないと、コミュニティには子供が大切ということで、自立の条件であるとお話を伺ってきました。

10月12日、社会福祉法人山梨樫の会、特別養護老人ホーム、全室ユニット型個室のゆめみどりを視察してきました。ユニット型は、風邪などの流行には各室で仕切れますので、広がりを抑えることができますが、入所者の支払う金額は高額で、多所室も必要ではとお話を伺いました。また、福祉避難所として、甲斐市と協定を結んであるそうです。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第68号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第5 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度立科町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

総務課長（笹井 茂君）議案第68号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度立科町一般会計補正予算（第3号）を、平成24年11月16日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

処分の理由は、11月16日に衆議院解散に伴いまして選挙日程が決定したため、直ちに発注すべきもの等ございまして、執行経費の確保が必要となったものでございます。

補正予算の内容のご説明でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ41億7,006万8,000円とするものであります。

4ページでございますが、2の歳入につきましては県の委託金であります。基準に基づきまして算定した金額であります。

5ページの歳出でございます。

総務費で、衆議院議員選挙執行経費を基準に基づき、それぞれ計上いたしました。

以上、説明申し上げましたが、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

説明は以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号 専決処分の承認を求めるところについて（平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 3 号）について）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第 6 議案第 69 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 6 議案第 69 号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

総務課長（笹井 茂君） 議案第 69 号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町税以外の収入金に対する滞納処分を行う規定を新たに設けることに伴いまして、既にありました規定、立科町税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例というものでありますが、その見直し部分が多いため、全部改正を行うものでございます。

第 1 条から第 5 条までは、既設の条例に含まれていた部分を改めた規定であります。

第 6 条、滞納処分でございます。これは、税外収入金で、法律に基づき滞納処分できるものであれば、税外収入金督促手数料及び延滞金について滞納処分を行うこととする規定でございます。

また、第 7 条、これは滞納処分に関する事務の委任等でございます。指定する職員への事務の委任また事務の従事に必要な滞納処分職員証の携行及び提示についての規定であり、この 2 つの条文を新たに加えるものでございます。この条例の施行日は、平成 25 年 1 月 1 日といたします。

ご説明は以上でございますが、ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第 7 議案第 70 号～日程第 8 議案第 71 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 7 議案第 70 号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について及び日程第 8 議案第 71 号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定についての 2 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

町民課長（羽場幸春君）議案第 70 号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで、介護保険法や厚生労働省令で定められていた事業者の指定や介護サービスにかかる基準を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを、また介護サービスの基盤強化のための介護保険法などの一部を改正する法律により、指定密着型サービス事業者の指定に関する基準などを条例で定めることとなりました。

その内容は、国の準則に基づき、第 1 章の総則から第 10 章の委任まで、全 203 条からなり、条文内容では、国が定めている基準の従うべき基準、標準とすべき基準については厚生労働省などの規定どおりとし、参酌すべき基準については、2 点ほど独自の基準を定めました。

まず、1 つとして、人員、設備及び運営に関することですが、条例中、記録の整備に関しては、第 42 条第 2 項のほか、8 カ所ありますが、事業所が不正な介護報酬を受け取った場合の返還請求の時効は、地方自治法に基づき 5 年とされています。国の基準は、諸記録に関して 2 年間の保存期間となっておりますが、本条例では 5 年に規定し、サービスの質の確保、向上を図ることといたしました。

次に、事業者の指定等に関することですが、1 つとして、条例中、152 条第 1 項に関して、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員ですが、現行上では、入所定員が 29 人以下であり、市町村の条例で定める数となっておりますが、今回、上限数を、入所定員は 29 人以下といたしました。

次に、条例中、第 3 条第 3 項では、指定地域密着型サービス事業の申請者に関し、介護保険法では申請者が市町村の条例で定める者でないときは指定してはならないとあり、介護保険施行規則においては法人であることとされていることから、条例で定める者は法人とするいたしました。附則の施行日ですが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第 71 号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例案につきましては、先ほどの議案第 70 号と同じく、地域主権改革一括法により、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準などを条例で定めることとなり、国が定めている基準のうち、従うべき基準、標準とすべき基準については規定どおりとし、参酌すべき基準については、一部独自の基準を定めました。

その内容は、第 1 章の総則から第 5 章の委任まで、全 91 条からなります。

まず、1 つとして、人員、設備及び運営に関することですが、条例中、記録の整備に関しては、第 40 条第 2 項ほか 2 カ所ありますが、前議案、70 号での条例案と同じく、国の基準では 2 年間の保存期間を 5 年に規定いたしました。また、条例中、第 3 条第 3 項では、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者に関しても、条例で定める者は法人とするいたしました。附則の施

行日でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第 9 議案第 72 号～日程第 10 議案第 73 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 9 議案第 72 号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定について及び日程第 10 議案第 73 号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についての 2 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

建設課長（荻原邦久君） 議案第 72 号 立科町公共下水道の技術上の基準等に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地域主権改革一括法の成立により、地域の自主性及び自立性の推進を図るため、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準等について、町の条例に委任されることに伴い、この条例を制定いたします。

1 ページをごらんください。

第 1 条により、公共下水道の構造、維持管理の技術上の基準について、下水道のほか、この条例で定めることとなります。第 2 条では、この条例における用語の意味を各号で定めております。第 3 条では、公共下水道の排水施設及び処理施設に共通する構造の基準を定めております。第 4 条では、排水管、暗渠、マンホールなどの排水施設の構造の基準を定めております。

2 ページをごらんください。

第 5 条では、処理施設の構造の基準を定めております。6 条では、仮設あるいは非常災害の応急的な施設は適用外としております。第 7 条では、終末処理場の維持管理に関する基準を定めております。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

3 ページをごらんください。

なお、経過措置として、施行日前に既にある施設で、第 3 条から第 5 条の規定に適合しないものについては、従前の例によりますが、施行日後に工事にかかる部分についてはこの限りでないといいたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願います。

続きまして、議案第 73 号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、地域主権一括法の成立により水道法が改正され、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置基準に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準を、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任したことから、本条例を制定することといたします。

1 ページをごらんください。

第 1 条で、水道法の規定に基づき、この条例が技術上の監督業務を行わせなければならない水

道の布設工事の配置基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督を行う者に必要な資格基準や水道技術管理者に必要な資格基準を定めるものとします。第2条では、布設工事監督者が監督業務を行うべき工事について、水道法で定められている取水施設、貯水施設、送水施設、排水施設等、施設の新設、増設もしくは改造工事と定めております。第3条では、布設工事監督者が有すべき資格について定めております。

2ページをごらんください。

第4条では、業者が水道の管理について、技術上の業務を担当し、1名置かなければならない水道技術管理者の資格について定めております。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行します。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第11 議案第74号～日程第14 議案第77号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第14 議案第77号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

総務課長（笹井 茂君） 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容は、附則第7項中「には」の次に「平成25年3月31日までの間」を加えるという内容でございます。平成18年4月1日に実施された給料の切りかえに伴う減給補償の経過措置を、人事院勧告に基づきまして、平成25年3月31日までと期限を定める改正内容でございます。この条例の施行日は、交付日からいたします。

ご説明は以上でございます。ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

普通財産及び物品の譲与または減額譲渡のできる範囲を、今まで公共団体とありましたが、公共団体のほかに公共的団体もできるように規約を改正するものでございます。なお、公共的団体といいますのは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体また老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体等、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとしております。この条例の施行日は、交付日からいたします。

ご説明は以上でございます。ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正の内容は、別表のあらためでございます。昨年9月議会におきまして、特定非営利活動法人等に対して行われる寄附金のうち、条例で定めるものを寄附金税額控除の対象とできる旨の規定を整備したところでございます。控除対象寄附金の欄が特定されておりましたので、こ

のたび県の方針を受け、また他の自治体の動向、町への影響も考慮いたしまして、当町におきましては県が指定した法人等のうち、町内に事業所を有する法人等を指定することとし、今回改正を行うものとしたものでございます。この条例の施行日は、交付日からいたします。

ご説明は以上でございますが、ご審議の上、よろしく願い申し上げます。

議案第 77 号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条の目的でございます。

「この条例は」から始まる文言が今までございませんでした。これをつけまして、あと内容を見直し、つけ加えもいたしました。

第 2 条の定義につきましては、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そして暴力団事務所の定義づけに改正をいたしました。

第 3 条の責務でございます。

第 1 項中の「関係団体」の意味を明確にいたしました。

この条例の施行日は、平成 25 年 1 月 1 日からいたします。

ご説明は以上でございますが、ご審議の上、よろしく願い申し上げます。

◎日程第 15 議案第 78 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 15 議案第 78 号 立科町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

建設課長（荻原邦久君） 議案第 78 号 立科町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、地域主権一括法の成立により公営住宅法が改正され、町条例に委託されたことにより、この条例を改正するものでございます。

1 ページをごらんください。

まず、目次の表示に「第 1 章の 2 整備基準」を加えます。新たに第 2 条の 3 を設け、整備基準について、健全な地域社会の形成、安全、衛生的で入居者にとって快適な環境の整備、合理的な工法で規格化された資材により費用の縮減に配慮することや地域の特性等を勘案しながら整備するよう、定めております。第 5 条では、入居者の資格について改正します。第 1 項、各号で入居の条件について定めております。

2 ページをごらんください。

第 2 項では、1 号で単身者の入居資格に一定の条件をつけることや、2 号では同居親族のある場合の優先的に先行する事項、第 3 号では、災害または激甚災害により住居していた住宅を失った低所得者に対する事項を定めております。第 3 項では、入居収入基準金額の設定について、1 号、2 号でそれぞれ定めております。第 6 条及び第 28 条では、第 5 条の改正に伴う字句の訂正であります。

3ページから8ページにつきましては、別表の改正であります、(1)町営住宅、(2)教職員住宅につきまして、設置位置につきまして、表中所在の表示を法務局の地番表示に合わせるものでございます。附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行します。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第16 議案第79号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第16 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。岩下観光課長、登壇の上、願います。

観光課長（岩下弘幸君） 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、4条にあります、次に1条を加えるということございまして、管理の委託でございます。第4条の2、「町長は、索道事業の運営上必要と認めるときは、その管理の一部を委託することができる。」、これにつきましては、キッズエリアを民間に委託する予定なので、管理の一部を委託することができる旨を規定するものでございます。

それから、第8条第1項中、「払戻すことができる。」と「払戻さなければならない。」に改め、同条第2項を第3項に改め、同行の前に「次の1項を加える。」というものでございます。

2項、前項ただし書きの規定にかかわらず、払戻しをすべき利用者の特定が困難なときは払戻しを行わないことができる。改正理由につきましては、利用者に瑕疵がない場合の料金の払戻しをできる規定からしなければならぬに規定するための改正でございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものです。

よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

◎日程第17 議案第80号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第17 議案第80号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

総務課長（笹井 茂君） 議案第80号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

東筑摩郡内の村及び一部事務組合の公平委員会事務等を行っておりました東筑摩郡行政事務組合が、平成25年3月31日をもって解散することとなったため、その組織団体である東筑摩郡麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合及び東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が平成25年4月1日付けで長野県町村公平委員会に加入することに伴い、地方自治法第252条の7、第2項の規定により協議をするものであります。それには、同条第3項の規定により、議会の議決が必要となるものでございます。

ご説明は以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 81 号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第 18 議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

総務課長（笹井 茂君）議案第 81 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページでございます。

歳入歳出予算の補正は、総額にそれぞれ 556 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 41 億 7,563 万円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、まず 1 款町税は、固定資産税、滞納繰越分の実績による増額を計上いたしました。12 款分担金及び負担金は、佐久市から三葉保育園に 1 名の園児受け入れにかかる負担金でございます。14 款 2 項 1 目の民生費国庫補助金は、一時保育にかかる子育て支援交付金でございます。補助率は 2 分の 1 であります。7 目商工費国庫補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で、制度が変わり、協議会であったものが、事業主へ補助金が交付されることになりました。これに伴いまして、こちらのほうに計上をいたしました。

8 ページでございます。

14 款 2 目の民生費委託金は、国民年金事務のシステム改修費用にかかる委託金でございます。15 款 2 項 2 目の民生費県補助金でございますが、1 節社会福祉費補助金は障害者自立支援対策臨時特例基金、特別対策事業補助金であり、2 節児童福祉費補助金は休日保育にかかる保育対策等促進事業補助金でございます。4 目の農林水産業費県補助金は、確定に伴い、3 万円の減額をいたしました。6 目の教育費県補助金は、笠取峠の松並木樹生回復に要する経費への補助金でございます。3 項 1 目の総務費委託金は、経済センサス活動調査及び確定に伴う委託交付金でございます。

次に、9ページであります。

16 款財産収入は、消防ポンプ車のインターネット購買によります売払収入金を計上いたしました。20 款3 項1 目の貸付金元利収入でございますが、補助の仕組みが変更となり、地域公共交通活性化協議会への貸付金がなくなったため、減額とするものであります。4 項1 目の諸収入は、損害共済金の受入金でありまして、蓼科ふれあいセンター、電気設備の雷被害による共済金、また過年度分であります。中学校トイレ開催による共済金確定により計上をいたしました。

10 ページをお願いいたします。

3 の歳出であります。1 款の議会費は、会議用録音機の更新費用を計上いたしました。2 款1 項1 目の一般管理費は、一般職給与の減は職員1 名減に伴うものであり、電算委託料及び負担金はたてしな保育園の基幹系ネットワーク、これは総務の一般管理費のほうで管理しているものであります。このネットワークの撤去、移動にかかる経費を計上いたしました。3 目の財産管理費は、保険料ですが、たてしな保育園の建物共済保険料でございます。

次、11 ページであります。

庁舎管理経費は、議場の演台移動補修工事及び議場の録音装置更新費用を計上いたしました。庁用車維持管理経費は、修理費用の補正でございます。5 目企画費であります。企画費は、新聞への広告掲載料、また備品購入費は動きやすいしいなちゃんの着ぐるみを1 体作成する費用を計上いたしました。5 項の統計調査費であります。経済センサス活動調査ほか、指定統計費用の確定に伴う補正でございます。

次に、12 ページであります。

3 款1 項4 目の国民年金費は、全額補助金によるシステム改修費用を計上いたしました。2 項の児童福祉費は、実績見込みに伴う児童手当を補正いたしました。

続いて、13 ページであります。

3 目保育所総務費は、子育て相談員として臨時職員賃金、ほか物件費はたてしな保育園にかかる開園前の準備費用を計上いたしました。一般職の給与は、育児休業等に伴う補正でございます。

続いて、14 ページでございます。

5 目保育所建設費は、駐車場の境界復元委託料及び整備工事費を計上いたしました。3 項1 目の高齢者福祉総務費であります。介護給付費の負担金割合、これは 12.5% であります。その分に伴う介護保険特別会計への繰出金の計上、また2 目高齢者福祉事業費は、共同住宅あんしんの浴室を、老朽化に伴う対応、また経費削減を図る目的で、ユニットバスに改修する工事費として 262 万 2,000 円を計上いたしました。3 目の高齢者施設費であります。高齢者生きがいセンターの消火器の交換費用、また床暖房用温水ポンプの修繕費を計上いたしました。

次に、15 ページであります。4 款衛生費は、育児休業等に伴う一般職給与の補正でございます。5 款1 項3 目の農業振興費は、人・農地プラン事業の意向調査、入力業務等にかかわる臨時職員賃金を計上いたしました。

続いて、16 ページであります。8 目農地・水・環境保全向上対策費は、事業費確定に伴い、減額補正をいたしました。3 項1 目の土地改良事業費でございます。牛鹿宇山地区の県営ため

池等整備事業費の増額及び細谷大池地区ほか2地区の県営緊急農地防災事業の採択に伴う測量設計費補助など、事業補助金を増額計上いたしました。

次、17 ページであります。

6 款 1 項 2 目地域交通対策費は、国の補助制度の変更に伴い、負担金ではなく補助金として支出するため、補助金へ科目替をし、国からの補助分を加え、補助金 2,424 万円を計上し、また貸付金も補助金として支出するため、減額としました。2 項 1 目の観光総務費は、しいなちゃんを使った観光宣伝用ノベルティグッズ、しいなちゃんの根付けストラップ、その作成費用を計上いたしました。3 目観光施設費は、落雷により被害を受けた蓼科ふれあいセンターの電気設備等修繕費用として 100 万円を計上いたしました。

続いて、18 ページです。

4 目の蓼科牧場費は、実績に伴う減額補正であります。7 款 1 項 1 目の土木総務費であります。細谷住宅団地線支線の新規 2 路線及び補正に伴う道路台帳整備委託料として 39 万 6,000 円を計上しました。2 項 1 目の道路維持費は、小規模修繕工事費として 367 万 5,000 円を増額補正しました。4 目国県道改良費ですが、県道立科小諸線の兼用側溝工事に伴う県への事業費負担金 224 万 1,000 円を計上しました。

次に、19 ページであります。

5 項 1 目の下水道総務費は、管理経費減に伴う下水道事業特別会計繰出金 21 万円の減額補正でございます。8 款 1 項 3 目の消防施設費は、実績による減額補正であり、4 目の防災費は、防災会議の回数増に伴いまして、委員の報酬を増額補正をさせていただきました。9 款 1 項 1 目の教育委員会費は、教育委員長にかかわります出張旅費を計上いたしました。

続いて、20 ページであります。

3 項 1 目学校管理費は、中学校のファクスの更新費用を計上いたしました。5 項 2 目の体育施設費は、権現山体育センターの貸出用マレットゴルフ用具の購入及び AED パット交換費用として 8 万 7,000 円を計上しました。また、非常放送設備更新費用として 192 万 2,000 円を計上いたしました。

21 ページであります。

6 項 2 目のふるさと交流館管理費は、雨樋の修繕費、また屋根の防水工事費用を計上いたしました。3 目の史跡公園管理費は、財源内訳のみの変更でございます。4 目の権現の杜公園管理費は、公園利用者の増及び漏水等によりまして、水道並びに下水道使用料の増額補正でございます。11 款 1 項 1 目の元金でございますが、平成 13 年度に借り入れた臨時財政対策債の利率の見直しに伴いまして、元金については 17 万円の増額となります。それから、償還金利子は 455 万円減額補正といたしました。歳入歳出の差額 3,054 万 8,000 円は、予備費で調整をいたしました。

説明は以上でございます。以上、提案申し上げましたが、ご審議の上、よろしく願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第 19 議案第 82 号 平成 24 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について及び程第 20 議案第 83 号 平成 24 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての 2 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

町民課長（羽場幸春君）議案第 82 号 平成 24 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,100 万円を追加し、総額を 8 億 7,746 万 7,000 円とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳入であります。4 款のうち 1 項、療養給付費交付金 2,100 万円の増額をお願いするものです。これは、退職者医療の分であり、サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性が高まる時期となるため、医療費の負担は主として国保と他の一般被保険者に依存することになり、給付と費用の両面で不都合が生じ、その緩和策として創設されました。この制度は、被保険者の在職中の被保険者への貢献に着目し、医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う制度です。

続いて、5 ページ、歳出であります。2 款保険給付費のうち 1 項療養諸費中 1,700 万円、2 項高額療養費中 400 万円は、いずれも退職者医療にかかる診療報酬、高額療養費の増による増額でございます。10 款諸支出金のうち、1 項償還金及び還付加算金について、14 万 9,000 円の増額です。これは、特定健康審査等負担金返還等で、前年度の精算によるものです。11 款予備費につきましては、歳入歳出の調整をさせていただき、14 万 9,000 円の補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第 83 号 平成 24 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

内容説明の前に、現状の保険運営状況につきまして、少し触れさせていただきます。

平成 24 年 11 月現在の高齢者人口は 2,359 人で、認定者数では 413 人と、数年来、横ばい状態が続いています。高齢者の構成としては、団塊の世代と言われる方が 65 歳を迎えたこともあり、高齢者数は今後もさらに増えていくことが考えられますが、平成 24 年度の当初予算では前年度の見込み額に 5% の増加を見込み編成しましたが、今年度前半で居宅介護サービス費の給付実績が伸びていることから、後半の上昇分を勘案し、補正をお願いするものでございます。

1 ページをごらんください。

介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,512 万 6,000 円を追加し、総額を 8 億 2,765 万 7,000 円とするものでございます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入であります。4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金、10款繰入金のうち、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金など、それぞれの負担割合に応じた見込み額であり、増額総額が4,512万6,000円となります。

次に、7ページ、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、要介護認定システム改修に伴う改修費用の委託料として、18万6,000円の増額でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅サービス等諸費では、4月から9月までの前期の給付費合計が、平成23年度実績と比較し、伸びているため、今回4,240万円の増額をお願いするものでございます。

続いて、8ページをごらんください。

2項の介護予防サービス等諸費では、前項と同じく、給付費の増が見込まれることから、居宅予防サービス計画給付費として、24万円の増額をお願いするものです。

9ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス費では、同じく居宅サービス等諸費の上昇に伴い、後期分の給付費の増を見込み、180万円の増額をお願いするものです。5項特定入所者介護サービス費では、同じく後期分給付費の増を見込み、50万円の増額をお願いするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第21 議案第84号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第21 議案第84号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤ハートフルケアたてしな所長、登壇の上、願います。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君）議案第84号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、各事業所での正職員の休職、また臨時職員の異動、増員にかかる人件費の調整、また会計事務を法人へのスムーズに移管するために法人財務システム導入のリース料の計上、また高齢者生活支援共同住宅あんしんの運営費では、冬の間、廊下が大変寒いため、保温効果を高めるためにカーテンの設置をするためのリース料の計上が主なものでございます。

2ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億5,900万1,000円のまま変わらず、歳出の内訳のみを補正するものでございます。

3ページをごらんください。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅介護支援事業費でございますが、4節共済費につきまして、臨時職員保険料として、増員により8万8,000円の増額補正でございま

す。7節賃金につきまして、臨時職員の増員により、99万円の増額の補正でございます。14節使用料及び賃借料につきまして、法人財務システム導入のためのリース料としまして、7万円の計上でございます。2目訪問介護事業費、14節使用料及び賃借料でございますが、法人財務システムの導入のためのリース料として、8万9,000円の計上でございます。3目通所介護事業費でございますが、7節賃金につきまして、臨時職員の異動並びに増員によりまして、422万4,000円の増額補正でございます。14節、これも使用料及び賃借料でございますが、法人財務システム導入のためのリース料として、36万1,000円の計上でございます。4目認知症対応共同生活介護事業費、7節賃金につきましては、臨時職員の異動により、62万3,000円の増額補正でございます。14節使用料及び賃借料で、法人財務会計システム導入のためのリース料として、9万6,000円を計上いたしました。2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、1目介護老人福祉施設事業費、2節給料でございますが、育児休暇取得に伴う129万円の減額補正でございます。3節職員手当等についても、育児休暇取得に伴う17万6,000円の減額補正でございます。

4ページをごらんください。

14節使用料及び賃借料で、財務システムの導入のリース料として、78万5,000円の計上でございます。続きまして、4項高齢者生活支援共同住宅運営費、14節使用料及び賃借料につきまして、カーテン設置のためのリース料として、8万4,000円を計上いたしました。5款予備費、1目予備費でございますが、調整をさせていただき、594万4,000円の減額補正でございます。

以下、5ページ、6ページは給与明細書でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎日程第22 議案第85号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第22 議案第85号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

建設課長（荻原邦久君）議案第85号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,573万7,000円とします。

4ページをごらんください。

歳入でございますが、款5繰入金、目1一般会計繰入金ですが、21万円減額します。これは、特環管理経費、農集、コミプラ、浄化槽、それぞれ経費の増減によるものでございます。

5ページをごらんください。

歳出でございますが、款1下水道費、目1下水道管理費を10万円減額します。内訳としまし

て、職員手当5万円を増額し、需用費50万円の増は山部地区管路及びマンホール修繕費として計上しました。13節の委託料44万7,000円の減額は、設計施設管理の契約実績に基づくものでございます。次に、15節工事請負費6万3,000円の減は、非常通報装置の交換工事、これも契約実績に基づくものでございます。27節公課費14万円の減額は、消費税の確定に伴うものでございます。次に、目2コミプラ等管理経費、27節公課費10万円の減額、これにつきましても消費税確定に伴うものでございます。3目茂田井地区管理経費、需用費10万1,000円の増は、緊急時に対応する機器の修繕費の計上でございます。13節委託料の7万9,000円の減は水質検査委託料の契約の実績による減と、消費税2万2,000円の減は額の確定によるものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

項2下水道事業費、目1下水道事業費の1万円の減額は、27節の公課費の浄化槽事業経費分の消費税確定額による減額でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第23 議案第86号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第23 議案第86号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。岩下観光課長、登壇の上、願います。

観光課長（岩下弘幸君）議案第86号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ既決予定額4億5,070万円を補正、1,000万減額をいたしまして、4億4,070万円にするものでございます。

2ページをごらんをいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,917万2,000円を7,257万円に、過年度分損益勘定留保資金8,492万6,000円を6,911万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額424万6,000円を345万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1項の建設改良費でございますが、今回補正をお願いするのは、1,660万2,000円の減額の7,257万円でございます。

3ページをごらんをいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございます。索道事業収益の2目リフト外営業収益で1,000万円減額の補正でございますが、これにつきましては、直行バスを昨年未で、新宿からの直行バスシャトルピーナスは昨シーズンをもって終了したための減額でございます。支出でございますが、索道事業費用の1目リフト営業費用でございますが、補正額1,085万円につきましては、直行バスの関係をいたします印刷製本費、それから使用料及び借上料、手数料の減額でございます。6目資産減耗費につきましては、固定資産の除却費でございますが、圧雪車1台の残存額でございます。

これは5%で、144万5,000円でございます。予備費につきましては、59万5,000円の減額で調整をするものでございます。資本的収入及び支出でございますが、建設改良費のリフト整備費2,860万2,000円の減額につきましては、これは整備計画から振動検査結果等によりまして、先延ばしによる費用の減額でございます。それから、2の固定資産購入費でございますが、圧雪車1台の購入でございます。これにつきましては、伊那リゾートスキー場のほうに中古圧雪車、ボンバルディア製のスキードーザーBR2000 というものがございまして、これを購入し、買いかえによる購入を行うものでございます。

4ページにつきましては、索道事業会計の資金の変更計画でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第24 陳情第3号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 陳情第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書は、11月20日までに受付をいたしました。これについては、上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は、質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管委員会に付託をする予定であります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前11時55分 散会）